

地域公共交通計画、利便増進実施計画、共同経営計画の関係について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（R2. 11. 27 改正）

前橋市地域公共交通計画

※令和 3 年 6 月策定

- ・現状、課題の分析
- ・基本的な方針
- ・定量的な目標の設定
- ・目標を達成するために行う各種事業・実施主体 など

協議会を開催して策定

活性化再生法により、特に重点的に取り組むことが期待されている事業（地域公共交通特定事業）として規定されている地域公共交通利便増進事業を位置付けた

地域公共交通ネットワークの再編策やダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業

前橋市利便増進実施計画

- ・地域公共交通計画に位置付けた利便増進事業の実施計画
- ・実施主体と協議が調った事業から策定（順次事業の追加を想定）
- ・国土交通省の認定を受けることで、国庫補助金上のメリット

複数事業者の調整により実施する事業

独占禁止法特例法（R2. 11. 27 施行）

共同経営計画

※事業者が作成

- ・複数の事業者同士で路線、運賃、ダイヤ等の調整を行った上で運行する協定を締結する場合に、国土交通省の認可が必要（独占禁止法の適用を除外）
- ・認可申請にあわせて、共同経営計画をあわせて提出

協議会に意見聴取

<地域公共交通利便増進事業の対象（活性化再生法第 2 条 13 項、同法施行規則第 9 条の 3）>

- イ 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
- ロ 他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換
- ハ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
- ニ 運賃又は料金の設定
- ホ 運行回数又は運行時刻の設定
- ヘ 共通乗車船券の発行
- ト イ～ヘに掲げる事業と併せて行う以下の事業
 - ①乗継を円滑にするための運行計画の改善
 - ②交通結節施設における乗降場の改善
 - ③乗継に関する分かりやすい情報提供
 - ④IC カード又は二次元コードの導入
 - ⑤①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

